

大和郡山市自転車用ヘルメット購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中のけがを軽減させるため、自転車用ヘルメット購入費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定取引 自転車用ヘルメット購入費助成券（第1号様式。以下「助成券」という。）が対価の弁済手段として使用される自転車用ヘルメットの購入をいう。
- (2) 事業協力店 市内において店名の看板等を掲示し、店頭にて自転車の販売を行う事業者（電子販売取引専業を除く。）のうち、市長に対し本事業への協力の申出を行い、受け取った助成券に係る助成金に相当する金額を市長に対し請求することができる事業者として、市に登録された者をいう。
- (3) 自転車用ヘルメット 自転車に乗車する際に着用する新品のヘルメットであって、市長が認める安全基準に適合することの認証を受けているものをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱により自転車用ヘルメット購入費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、事業協力店において自転車用ヘルメットを購入するものとし、1人につき当該年度ごとに1個を限度とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、自転車用ヘルメット1個につき2,000円とする。ただし、購入金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が2,000円未満の場合はその購入金額を限度とする。

(助成券による自転車用ヘルメットの購入等)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自

らが使用する自転車用ヘルメットを購入する際、事業協力店において、身分証明書を提示し、助成券を提出するものとする。ただし、申請者が18歳未満の場合は、当該申請者の身分証明書の提示があれば、保護者による代理での申請も可能とする。

- 2 前項の場合において、申請者は事業協力店に対し、助成金の請求及び受領の権限を委任するものとする。

(助成券の使用範囲等)

第6条 助成券は、助成対象者と事業協力店との間における特定取引においてのみ使用することができ、他の自転車用ヘルメットへの購入に対する同種の助成との併用は、できないものとする。

- 2 助成券の使用期間は、市長が別に定める日までとする。

(事業協力店の登録資格等)

第7条 事業協力店の登録をしようとする事業者は、大和郡山市自転車用ヘルメット購入費助成事業協力店登録申込書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(事業協力店の責務)

第8条 事業協力店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において、適正な使用に係る助成券の受取を拒まないこと。
- (2) 助成券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) その他市長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

- 2 市長は、事業協力店が前項各号に規定する事項に反する行為をした場合は、当該事業協力店の登録を取り消すことができる。

(助成券の請求手続)

第9条 事業協力店が、特定取引において受け取った助成券に係る助成金に相当する金額を請求しようとするときは、請求書(第3号様式)その他市長が必要と認める書類等を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する請求は、1月ごとに取りまとめて行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、助成対象者又は事業協力店が偽りその他不正な手段により、この要綱による助成又は助成金に相当する金額の支払を受けたときは、それらの全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入するヘルメットについて適用する。

(準備行為)

3 この事業の実施に関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。